

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部生活支援課 No.005

処 分 名	社会福祉法人の解散の認可又は認定
処 分 の 概 要	社会福祉法人が解散しようとするときは、市長の認可又は認定が必要です。
根拠法令等・条項	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 46 条第 2 項
審 査 基 準	処分の先例がないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	処分の性質上、標準的な期間を設定することはできません。
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 3 階生活支援課窓口への提出 （事前審査が必要となりますので、申請前に福祉部生活支援課までお問い合わせください。）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■
3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出社会福祉法

(解散事由)

第 46 条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 評議員会の決議
- 二 定款に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）
- 五 破産手続開始の決定
- 六 所轄庁の解散命令

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。なければならない。